

業務で自動車を使用する皆さん!!

安全運転管理者選任の届出が必要か確認を!!



一定台数以上の車を使用する事業者等は、安全運転管理者を選任して管轄する警察署に届け出る必要があります。選任・届出しないう場合は、罰則がありますので、要件に該当していないか今一度確認をお願いします。(運行管理者選任事業所は、安全運転管理者を選任する必要がありません。)

安全運転管理者の選任基準

- 車の使用台数が以下の台数以上で、**1人選任**



または



乗車定員が11人以上
の自動車**が1台以上**

その他の自動車**5台以上**
(自動二輪車は1台を0.5台で計算)

※副安全運転管理者は、使用台数が20台超えるごとに1人選任する必要があります。

もし、選任・届出しなかったら...

罰則

- 選任義務違反：50万円以下の罰金
- 届出義務違反：5万円以下の罰金

法定講習の受講

自動車の使用者(事業主等)は、安全運転管理者等に公安委員会が行う講習を受けさせなければいけません。



安全運転管理者の9つの業務

運転者の状況把握



運行計画の作成



長距離・夜間運転時の交替要員の配置



異常気象時等の措置



点呼等による安全運転の指示



運転日誌の記録

運転者に対する指導



**飲酒運転
根絶!**



運転前後の酒気帯びの確認



酒気帯び確認内容の記録等及びアルコール検知器の有効保持

安全運転管理者による

運転者の運転前後のアルコールチェックは **義務** です



運転前後の運転者の状態を目視等で確認
運転者の酒気帯びの有無を確認すること

することにより、



酒気帯びの有無について記録し、
記録を1年間保存 すること



運転前後の運転者の酒気帯びの有無を目視で確認するほか、
アルコール検知器 を用いて行う こと



※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器

アルコール検知器を **常時有効に保持** すること